

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

平成29年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
69	群馬県小規模企業事業資金	県小規模	1,250万円	運転設備 6年以内(据置6ヶ月以内) 8年以内(据置6ヶ月以内)	1.95%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、1,250万円以下である必要があります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
70	群馬県小規模企業事業資金(小口零細企業資金)	県小規模小零	1,250万円	運転設備 6年以内(据置6ヶ月以内) 8年以内(据置6ヶ月以内)	1.9%以内	-	0.40~2.00% ※6	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)となります。既往保証付融資との合計が1,250万円以下である必要があります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
71	群馬県中小企業設備支援資金	県設備支援	5,000万円	設備 10年以内(据置2年以内)	保証付の場合2.2%以内	利用する保険によって決定します。		「人にやさしい福祉のまちづくり条例」第21条で定める設備基準に適合する場合、融資限度額は6,000万円以内、融資利率は2.2%以内(保証付の場合)となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
72	群馬県中小企業パワーアップ資金	県パワーアップまたは県パワはばたけ	2億円(内運転資金5,000万円)	運転設備 7年以内(据置1年以内) 12年以内(据置2年以内)	保証付の場合1.4%以内	利用する保険によって決定します。		「はばたけ群馬推進枠」に該当する場合、融資利率は1.2%以内(保証付の場合)となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
73	群馬県経営サポート資金(Aタイプ:経営強化関連要件)	県サポートA	6,000万円	運転設備 10年以内(据置1年以内) 10年以内(据置2年以内)	1.75%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって決定します。	融資限度額はABCの各タイプ合計で1億2,000万円です。経営安定関連保険特例は利用できません。(ただし、同額内借換の場合を除く)融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
74	群馬県経営サポート資金(Bタイプ:セーフティネット保証等関連要件)	県サポートB	6,000万円	運転設備 10年以内(据置1年以内) 10年以内(据置2年以内)	1.70%以内	-	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。融資限度額はABCの各タイプ合計で1億2,000万円です。融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
75	群馬県経営サポート資金(Cタイプ:災害復旧関連要件)	県サポC復旧	5,000万円(内運転資金3,000万円)	運転設備 7年以内(据置2年以内) 10年以内(据置2年以内)	1.75%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって決定します。 ※9	融資限度額はABCの各タイプ合計で1億2,000万円です。融資限度額には群馬県中小企業災害復旧資金の融資残高を含みます。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
76	群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	借換対象となる県制度融資の既往融資残高	運転 10年以内(据置1年以内)	保証付の場合1.35%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって決定します。	真水分の上乗せ(増額)は認められません。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
77	群馬県中小企業再生支援資金	県再生〇〇	6,000万円	A, B 運転10年以内(据置1年以内) 設備12年以内(据置2年以内) C 1年以内	A-1, A-2, B-1 1.75%以内 B-2, C 金融機関所定	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって決定します。	求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外(100%保証)となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
78	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(Aタイプ)	県創業者A	4,500万円(内運転資金2,500万円)	運転設備 5年以内(据置1年以内) 10年以内(据置2年以内)	1.55%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって決定します。	融資限度額はA, B-1, B-2, B-3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
79	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(B-1タイプ)	県創業者B1	1,500万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。融資限度額はA, B-1, B-2, B-3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
80	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(B-2タイプ)	県創業者B2	1,500万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)となります。融資限度額はA, B-1, B-2, B-3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
81	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(B-3タイプ)	県創業者B3	1,500万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性又は若者(34歳以下)またはシニア(55歳以上)の方が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)となります。融資限度額はA, B-1, B-2, B-3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
82	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(Cタイプ)	県創業者C	1,000万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.70%	再チャレンジを支援する制度です。責任共有対象外(100%保証)となります。融資限度額はA, B-1, B-2, Cの各タイプ合計で4,500万円です。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
83	群馬県企業立地促進資金	県企業立地一般または県企業立地団地	15億円	土地建物・設備 15年以内(据置3年以内) 12年以内(据置2年以内)	保証付の場合1.0%以内	利用する保険によって決定します。		保証限度額は利用する保険によって決定します。保証付の場合の融資利率は、工業団地等1.0%以内、民有地等1.2%以内です。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8
84	経営力強化アシスト資金	県アシスト	6,000万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	2.1%以内	0.373~1.580%	-	責任共有対象外の保証付融資を本制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 同額借換で借換える場合、融資限度額は借換対象となる既往債務残高となります。

群馬県融資制度

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

平成29年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考	
						責任共有対象	責任共有対象外		
県・市町村協調融資制度	85 小口資金	〇〇小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,250万円	運転設備 6年以内(据置6ヶ月以内) 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	保証料率区分に応じて県・市町村の保証料補助があります。 ※9 融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8	
	86 特別小口資金	〇〇特小	特別小口保険 (保険特例を使用した 特別小口保険も含む)	1,250万円	運転設備 6年以内(据置6ヶ月以内) 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定め によります	- 0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)です。他の保証制度を利用していないことが条件となります。市町村によって取り扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市町村へお問い合わせください。保証料率区分に応じて県・市町村の保証料補助があります。 ※9 融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8	
市町村融資制度	87 前橋市中小企業経営振興資金	前橋市経営振興	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,500万円	運転設備 7年以内(据置6ヶ月以内) 9年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	原則として小口資金を利用して、なお資金が不足する場合に利用できます。別途特別融資(経営安定資金)があります。なお、特別融資につきましては、融資対象者・融資限度額・融資期間・融資利率等々々定めがあります。平成29年度については、借換措置もあります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	88 前橋市経営力強化支援資金	前橋経営力 または 前橋経営力〇〇	普通保険または 無担保保険	5,000万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	0.45~ 1.75%	0.50~ 2.00% (*)	(*) 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
	89 桐生市中小企業等振興対策資金(経営安定資金)	桐生市振興対策 桐生市振興起業	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円 (組合の場合 3,000万円) 起業者支援 1,000万円	運転 6年以内(据置1年以内) 運転設備 6年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	資金用途によって融資限度額・融資期間・融資利率等が異なります。平成29年度については、借換措置もあります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	90 桐生市中小企業等振興対策資金(設備資金)	桐生市振興対策	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	3,000万円 (組合の場合 5,000万円)	設備 7年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	融資限度額は所要経費の90%以内となります。資金使途等によって融資期間が変わります。融資期間により融資利率が変わります。平成29年度については、借換措置もあります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	91 太田市中小企業経営安定資金	太田市経営安定 太田市創業経安	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	3,000万円 500万円	運転設備 6年以内(据置1年以内) 8年以内(据置1年以内) 運転設備 6年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	融資条件に応じて、融資限度額・融資利率等が異なります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 (融資期間の延長は、1回のみ、最大3年間の延長が可能です) 保証料率区分に応じて市の保証料または利子の補助があります。 ※9	
	92 太田市中小企業近代化資金	太田市設備	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	3,000万円	設備 10年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	融資期間の特例措置として、1年を限度として、1回限り期間延長することが可能です。保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	93 太田市中小企業緊急特別支援資金	太田市緊急特別	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,000万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	原則として小口資金を利用して、なお資金が不足する場合に利用できます。平成29年度については、借換措置もあります。保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	94 沼田市中小企業経営振興資金	沼田市経営振興	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,500万円 (組合の場合 2,000万円)	運転 6年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	平成29年度については、借換措置もあります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	95 沼田市中小企業近代化資金	沼田市設備	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,500万円	設備 8年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	平成29年度については、借換措置もあります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	96 藤岡市中小企業経営安定資金	藤岡市経営安定	経営安定関連 保険特例	1,500万円	運転 6年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	- 0.80%	平成29年度は借換資金のみ受付しております。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※9	
	97 藤岡市中小企業近代化資金	藤岡市設備	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	3,000万円 (組合の場合 1億円)	設備 10年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	担保が必要です。	
	98 富岡市中小企業安定資金	富岡市安定	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,000万円	運転設備 6年以内(据置1年以内) 8年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	小口資金を利用して、なお資金が不足する場合に利用できます。平成29年度については、借換措置もあります。平成29年度については、融資期間の延長に関する特例措置があります。 ※8 保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9	
	99 みどり市中小企業設備資金	みどり市設備	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	3,000万円 (組合の場合 1億円)	設備 10年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。		
100 みどり市起業家チャレンジ資金	みどり市起業家	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,000万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内) 運転設備 10年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。			
101 みどり市緊急経営安定資金	みどり市緊急	経営安定関連 保険特例	1,500万円	運転 8年以内(据置2年以内)	各市町村の定め によります	- 0.80%	平成29年度は借換資金のみ受付しております。保証料率区分に応じて市の保証料補助があります。 ※9		
102 下仁田町中小企業経営安定資金	下仁田町経安	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,000万円	運転設備 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	小口資金を利用して、なお資金が不足する場合に利用できます。保証料率区分に応じて町の保証料補助があります。 ※9		
103 板倉町中小企業近代化資金	板倉町設備	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,000万円	設備 10年以内(据置1年以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。	保証料率区分に応じて町の保証料補助があります。 ※9		